

第 54 条 交流学生とは、本大学と他大学との交流協定に基づき本大学院研究科の特定の授業科目を履修することを許可された者をいう。

第 55 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、第 7 条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第 56 条 科目等履修生及び交流学生は、その履修した科目について受験することができる。これについて研究科委員会の議を経ることを要しない。

2 前項により試験に合格した者に対しては、本大学院所定の単位を与える。

また、科目等履修生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第 57 条 委託生、研究生及び協定留学生が、その履修した授業科目について受験を希望した場合には、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験を希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第 58 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生についての細目は、別に定めるところによる。

第 59 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、正規の学生と同じく一般規則を遵守しなければならない。

第 60 条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有し、かつ外国公館の証明ある外国人学生は選考の上入学を許可することがある。

第 11 章 学年、学期及び休業日

第 61 条 本大学院の学年は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて 2 学期とし、第 1 学期・第 2 学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第 62 条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5 月 15 日
- 四 開院記念日 10 月 17 日
- 五 春季休業 2 月上旬から 3 月下旬まで
- 六 夏季休業 8 月上旬から 9 月中旬まで
- 七 冬季休業 12 月下旬から翌年 1 月上旬まで

第 63 条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第 12 章 厚生保健施設その他

第 64 条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
輔仁会館
- 三 生活相談施設

学生相談室

四 保健施設

保健センター

五 運動施設

六 課外活動施設

黎明会館

富士見会館

七 山岳施設

光徳小屋（奥日光）

妙高高原寮（池の平）

蛇子沢小屋（蛇子沢）

八 臨海施設

沼津游泳場（沼津）

九 校外教育施設

西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第13章 奨学制度

第65条 本大学院は、成績優秀で品行方正な学生又は経済的に修学困難の事情が生じた学生に対する奨学制度を設ける。奨学制度に関する規程は別に定める。

第14章 賞罰及び除籍

第66条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第67条 学生が、本大学院の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 第9条第3項で定められた在学年数を超える者
- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第15章 改正

第69条 この学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。